

令和6年度

被災地支援等のための馬とのふれあい活動事業
募集要項

公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会

1. 事業目的

平成 23 年（2011 年）3 月に発生した「東日本大震災」は、東日本地域を中心とした甚大な人的被害のほか、各種の地場産業に深刻な被害をもたらした。以後、平成 28 年（2016 年）の熊本地震、台風・豪雨などの自然災害が毎年のように発生し、これらの災害は馬事関連産業にも大きな爪痕を残した。

そういった地域で馬（ポニーを含む）とのふれあい活動を行うことは、被災地の子どもたち及び市民を明るく元気にするなど、心身の健康を取り戻す一助となってきた。

引き続き同地域で、乗用馬を保有する乗馬施設関係者が、教育機関、行政機関、地域団体等との連携により、乗馬クラブ、関係施設などにおいて、乗馬、引き馬等の「馬とのふれあい活動」を実施することは、馬への親しみや理解を深めることとなり、今後馬業界へかかわる人材の底辺拡大に繋がるものである。

2. 事業内容

（1）事業推進委員会の開催

学識経験者からなる「推進委員会」を開催し、効率的かつ円滑な事業の推進及び実施を検討するとともに、事業達成目標等の自己評価の検証を行う。

（2）馬とのふれあい活動

① 乗馬施設が行う活動

ア. 現地訪問型

乗馬施設を保有する施設が、子どもや一般市民等を対象として被災者のいる地域に馬を輸送して乗馬、引き馬、馬に関する講習等を実施し馬とのふれあい活動を行う事業。

イ. 乗馬施設招致型

乗用馬を保有する施設が、子どもや一般市民等の被災者を自己の施設に招いて乗馬、引き馬、馬に関する講習等を実施し馬とのふれあい活動を行う事業。

② 本協会が行う活動

ア. 都市部開催型

都市部において、被災地における馬とのふれあい活動をパネル等により紹介するとともに馬の展示、馬とのふれあい等を行い都市部における馬の理解醸成を図る事業。

3. 事業に参加する乗馬施設への注意事項

この事業は、震災で被災した方々を元気にし、馬への理解を深めるとともに被災地域の馬関係施設の復興を支援するための事業です。この趣旨をご理解のうえ参加してください。

(1) 活動実施時期 (P7 参照)

令和6年4月1日から令和6年10月31日までの間に実施してください。

なお、「計画書」の提出は事業開始の1カ月前までとし、提出の最終期限は令和6年9月30日までとします。

(2) 対象者

事業目的の項で示した激甚災害のあった地域の方。

(3) 活動申込・実施件数

1乗馬施設**5事業(5日分)**以内を補助金の対象とします。

またその他にも、総申請件数に応じて事務局で実施・助成可能な件数を調整させていただくこともあります。(指定地域が広がったため、このように対応をさせていただいております。)

(4) 使用馬匹

ご自身で所有する馬・ポニーを使用してください。

(5) 公共機関との連携

市区町村等の行政機関、学校等の教育機関、地域団体が主催、共催、後援している事業であることが必要です。一般企業との連携は対象といたしません。

(6) 安全の確保

参加者の安全に配慮し、本協会の乗馬指導者、日本馬術連盟認定指導員、日本スポーツ協会(公認馬術コーチ1以上)のいずれかの資格を有する者が必ず一人は参加してください。

また、騎乗に際してはヘルメットの着用を必須としますので、厳守願います。

(7) 写真

会場の雰囲気、馬匹の頭数、スタッフの総人数、馬運車・馬車・バス等(使用した場合のみ)が判別できる写真及び馬とふれあっている参加者の笑顔などの写真6枚以上を報告書に添付してください。

この写真は、本協会が実施する事業において展示する場合がありますので、肖像権等について了承を得ておいてください。

(8) 絵画等

本協会が行う都市部開催型の事業において、写真や参加した子どもたちの描いた絵を展示していますので、この事業に関する絵画や作文などがありましたら、3~4枚程度を本協会に郵送してください。なお、絵の裏には題名、作者名、年齢をご記入ください。また、作者に絵の展示について了承を得ておいてください。

ご提出いただける方は、10月中旬までにご提出ください（11月上旬に農林水産祭に展示する為）。なお、いただいた絵は返却できませんので予めご了承ください。

(9) 補助金

事業計画書に記載されている各単価及び事業報告書に基づき本協会が査定いたします。例年どおり事業助成金支出（一部補助）とさせていただきますので、申請額が全て認められるものではありません。また、虚偽の事業報告等が発生した場合、補助金の返還等処置対象となりますのでご承知おきください。

4. 市町村等との連携・協議時の注意事項

被災地域または避難地域において、乗馬施設等が市町村等の機関と連携して本事業を開催するにあたり、下記のような注意が必要です。

(1) 関係機関

関係機関とは、市町村、教育委員会、幼稚園・保育園等、小学校、事業実行委員会等多様です。

そこで、市町村、教育委員会、幼稚園・保育園等、事業実行委員会に分けて、協議時の注意事項について以下に記します。

① 市町村の場合

被災者を把握する部署と、馬とのふれあい事業を担当する部署が違う場合があります。また、事業担当についても、復興支援担当、教育担当、産業担当、観光担当等と市町村によって異なる場合がありますので、当該事業を担当する部署かどうか最初に確認する必要があります。

② 教育委員会の場合

小・中学校あるいは公立幼稚園児等を対象とする場合には、まず教育委

員会にコンタクトをとると良いでしょう。教育委員会は、事業内容のほかに安全性を重要視しますが、本協会の乗馬指導者資格を有した者が担当することを説明することによって理解を得やすいでしょう。

なお、教育委員会は、本事業の後援となり実際の事業については、当該教育機関（小・中学校）と直接話をしてほしい旨を言われることが多いようです。その際には、学校名のほか担当者名も教えてもらうことが必要です。

③ 幼稚園・保育園等の場合

私立の幼稚園等の場合には、教育委員会ではなく直接幼稚園や保育園と連絡して、本事業の説明を行うこととなります。

④ 事業実行委員会の場合

お祭り等のイベントでは、事業実行委員会が窓口になる場合があります。この実行委員会には、多くの団体が構成メンバーになっていることが多いのですが、多方面の課題についても一人の担当者に決めて直接連絡をとるようにするとスムーズに事業が進みます。

(2) 関係機関との確認事項

乗馬施設が関係機関と折衝する場合の確認事項について以下に記します。

① 主催、共催、後援の確認

事業の主催者が誰で、関係機関は共催なのか後援なのかを確認してください。

② 実施内容の確認

馬とのふれあい事業の内容について、引き馬、ふれあい、馬車、馬の絵を描くなど実際に実施する乗馬施設ができることを説明してください。

また、本協会は、飲食費を負担できないので参加者が食事をする場合、飲食費を誰が幾ら負担するかを決めてください。

③ スタッフ等の確認

乗馬施設から派遣できるスタッフ、関係機関からの支援スタッフの人数を把握し、必ず複数人以上のスタッフで実施してください。

乗馬施設からは、本協会の乗馬指導者、日本馬術連盟認定指導員、日本スポーツ協会（公認馬術コーチ 1 以上）のいずれかの資格を有する者が必ず一人は参加してください。

また、馬の扱いに慣れたアルバイトが参加するでしょうが、必要ならばボランティアを手配しなければならない場合もあります。人の整理や駐車

場係などが必要な場合もあります。

④ 進行時間と手順の確認

スタッフの集合時間・場所、開始時刻、事業の内容の周知、参加者及びスタッフへの注意事項、食事の有無、終了時刻等を徹底する必要があります。

⑤ 移動手段の確認

乗馬施設に参加者を招致して事業を行う場合、参加者とスタッフの移動手段について確認してください。参加者のためにバスを手配するのか、各自が自由に来るのかを打ち合わせてください。

バスを借り上げる場合、本事業における補助額は1台あたり77,000円までとなっていますので差額が生じた場合に誰が負担するのかも確認しておいてください。

⑥ 安全の確認

事業の安全管理については徹底する必要があります。

- ・ ヘルメット（3点固定式）の準備（可能ならばバックガードも準備）。
- ・ 馬と接する際の方法と注意事項の周知。
- ・ 馬の選択。

騎乗させる場合は、穏やかな馬を選び、また事業実施当日に馬の様子を観察し、体調等が悪く騎乗に適さない場合には、他の馬に変更してください。

- ・ 各種保険の活用。

⑦ 後援団体への報告

市町村や教育委員会等から後援を受けた場合は、以降の事業活動への影響がありますので、事業結果の報告を行ってください。

5. 事業実施の関係書類

(1) 事業計画書

原則として、事業実施の1ヶ月前までに、事業計画書を本協会あてに提出してください。なお、今年度の事業計画書の提出期限は令和6年9月30日となります。計画書を検討して補助金を交付できない場合は、本協会から事業実施前に連絡いたします。計画書の提出がなかったものについては、補助金の交付対象外となります。

未定の項目については、計画書に記入する必要はありませんが、事業概要がわかるように記載してください。計画書の提出後に事業の中止あるいは変更がある場合は、本協会までご連絡ください。

計画書にある経費（予算額）の馬匹等の単価については、記載してある単価以上は補助できません。また飲食等の費用は、各自でご負担ください。

交付額は、本協会が開設する事業推進委員会において査定の上、決定いたします。

また、交付は 令和6年12月末を予定しておりますので、ご了承ください。

(2) 事業完了報告書

事業が終了しましたら1ヶ月以内に提出してください。

但し、提出の最終期限は令和6年11月15日とします。報告書の提出期限は厳守いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(3) 領収書等の提出及び保管について

経費の根拠となる領収書等が発生した場合は、コピーを添付してください。また、5年間乗馬施設にて保管してください。（後から提出していただく場合があります。）

6. 問い合わせ・連絡先

《公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会》

■ 電話：03-6402-5800

■ F A X：03-6432-0860

■ 郵 送：〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4 JRA 新橋分館 5階

公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会 ふれあい事業担当あて

■ メール：fureai@nrca.jrao.ne.jp（新アドレスとなっております）

「被災地支援等のための馬とのふれあい活動事業」の流れ

時 期	内 容
「計画書」提出期限： 令和6年9月30日まで	事業実施主体（乗馬施設）が事業を企画・立案
	主催・共催・後援する公的機関との打ち合わせ
	事業開始の <u>1カ月前までに「事業計画書」</u> の提出
「対象期間」： 令和6年4月1日～10月31日まで	事業の実施
「報告書」提出期限： 令和6年11月15日まで	事業終了後 <u>1ヵ月以内</u> に「 <u>事業報告書</u> 」の提出
令和6年11月15日以降	本協会内で、実施案件のとりまとめ
令和6年12月	委員会の開催及び補助金額の確定
令和6年12月末(予定)	事業実施乗馬施設へ補助金の交付

※ 中止・日程変更等がある際は、事前にご連絡ください。

※ 申請書類は、郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお送りください。

（「写真」については、FAXでは判別できないためその他の方法でお送りください。）

■ 申請書類は本協会のHP内（協会について➡主な事業内）からダウンロードできます。

■ ダウンロード用URL：<https://x.gd/GrUi3>

